

登校許可書（治癒証明書）の提出についてのお知らせ

インフルエンザ、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（みずぼうそう）などの感染力の強い病気にかかったときは、学校での感染拡大を防ぐため、感染した生徒は医師の指示により出校停止になります。医師に「出校停止」と言われたら、すぐに担任に電話連絡でそのことを伝えてください。

病気が良くなり、再び登校するときには医師が記入した「登校許可書（治癒証明書という場合もあります）」を学校に提出する必要があります。登校許可書に記載されている期間の欠席は、出席簿上「出席停止扱い」となり、欠席数には数えられません。

「登校許可書」または「治癒証明書」は病院にあることが多いので、病院で確認してください。病院にない場合は犢橋高校のホームページからダウンロードして、病院に持参してください。

「治癒証明書（登校許可証）」の記載料は病院によって異なります。300円から500円くらいのところが多いようです。「診断書」（記載に数千円かかります）は必要ありません。

2ページ目に、登校許可書（治癒証明書）があります。

登校許可書

千葉県立犢橋高等学校

年 組 番 氏名

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

平成 年 月 日 から療養開始

平成 年 月 日 から登校可

該当疾患に○	疾患名	出席停止の基準 ※以下の基準に基づき主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登校可能 覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症（ ）	

※学校生活での注意事項

()

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印